到

黑

Ré

想

叔

無

包

40

運

談

国鉄水戸動力車労働組合

E 女文 020-227-9201電話 話 020-227-9020電話 020-227-9020 発行責任者 石井真一 編集者 西納岳水戸市三の丸三-1-三

裁判所のお墨付き強制出向·外注化に

されていた。 う裁判となり、その判決が注目本の外注化施策の是非をも問いたものだが、事実上し尺東日れた出向命令の無効を求めて体は、7.7年に強行された検訴訟の一審判決が出された。こは不が争っていた出向無効確認は一番に高崎)とし尺東組(千葉・水戸・高崎)とし尺東は

(プロパー)に置き換える。これがさせ、低賃金の非正規労働者そこに業務のできる社員を出向署や業務を丸ごと別会社化し、=外注化・非正規職化だ。部ている。その出所は人件費削減年より%%以上の利益を出しいま日本の大企業の4割がまり

大企業の金儲けのやり口だ。

しようが、このような判決を出から、判決内容がどんなに矛盾のことをよく理解している。だされることになる。裁判所はそ企業が金儲けのやり口を否定判で否定されたら、あらゆる大めると宣言している。これが裁外注化を進め、水平分業を進けて業務

連合は断面として闘い抜く。私たちは確信している。動労総である限り必ず粉砕できるとしかし、矛盾がありデタラメ

労働者を将棋の駒扱い就業規則と出向規定で

将棋の駒扱いする判決なのだ。部決められるという、労働者をとだ。出向も転籍も会社が全を命ずることができる」としたこ規則と出向規程に基づき出向の協力いて、裁判所は「会社は就業働協約が必要か」という問題に向命令には本人同意または労判決の極悪さの第一は、「出

第二は、「今回の外注化・出向

「ごべ(丸写し)した内容だ。性もある」と、会社側の主張を何ら違法はなく業務上の必要りRの合理的判断によるもので、ての出向命令は経営者である「外注化の目的、その結果としないと、数判所は低高力いて、裁判所は

までは言えない」とした。いが、合理性・相当性がないと選が最善であるとまでは言えなすることについて、裁判所は「人が検修の技術指導目的で出向も隔離されていた石井委員長業務を外され駅そば屋に19年、例えば鉄道

裁判所「我慢しろ」あらゆる不利益も

発令種知書には「朝間はSEH」を程度を超えない」というのだ。も「通常の異動に伴い甘受すべ同意もなく延長されていること題や出向が3年ではなく本人また、休日が年間5日減る問

外注化から5年経ち、既に5番に延長の発令を行ってきた。 が養成されなければ会社は簡と記されている。しかし、プロパー発令通知書には「期間は3年」

日間の休日が失われている。出外注化などの年終れ、既にご



ろ」と言うているのだ。出向延長も我慢して受け入れけられても 不利益も | 方的な判所は」のような現実を突まつない。足が出た分は自腹だ。裁羊類(最大ら千円)しか負担した業させられている。駐車料金は体羊させられている。駐車場もしか支給されない制服は包がしか支給されない制限はほけ。

「もう訴える権利はない」「事故は労働者の責任」

した。さらに「事故は各作業者せず偽装請負にあたらない」と安定法や労働者派遣法に違反社の主張を鵜吞みにして「職業故の現実に対して、裁判所は会は発生している偽造請負や事第三は、外注化により必然的

まつている。なっても、同じことを言うに決労働者が命を落として訴訟にこのような体たらくの裁判所だ。注化による事故が頻発している。即線転覆事故など現場は外院線事故や京浜東北線川崎駅とまで言い放った。勝田車セので、外注化・出向とは関係ない」の個人的過誤(ミス)によるもの

暴論まで繰り出したのだ。効となるわけではない」という効となるわけではない」という法でもただちに出向命令が無為」として「たとえ外注化が違しても、あくまで別々の法律行外注化は密接な関係があると挙句の果てには「出向命令と

する卑劣な判決である。 闘争の幕引きを強制しようと 完全にJRの意を受けて、裁判告の請求は「棄却する」とした。 現在も出向継続となっている原える資格さえ認めない)とした。 いて、裁判所は「却下する」(訴 向となった原告の名の請求につに出向解除や退職・エルダー出 とる事法である。

闘いはこれからだ。 争を継続することを決定した。 護団は、直ちに控訴して裁判闘とはできない。動労総連合と弁ような代物だ。絶対に認めるこに 一言 一句書いてもらったかの判決文の全体が、まるでしR

(裏面に続く)

プロパーが出来れば 出向社員は用済み

水戸支社は2月2日の反動判 決直後から、動労水戸組合員3 名のMTS出向を解除し、熟練 業務からの引きはがしを強行し てきた。

3人のうち、勝田車セの誘導係 の組合員は3年のベテランだが、 検修はほとんど経験がない。 は 歳となる彼が一から検修の業務 を身に着けるのは容易なことでは ない。何よりも熟練を要する構 内誘導職として経験と技術を生 かすべきであり、本人もそれを望 んでいた。

1.月1日に開催された団体交 渉でも、会社側は「業務上の必要 性がある」と言いつつ何 一つ合理 的な理由は示せなかった。会社の 言う「業務上の必要性」とはただ 「つ「外注化」のことだったのだ。 今回の判決で「出向解除すれば 原告の請求は却下」と出された ので裁判を有利に進めるためだ けに出向解除したのはミエミエだ。 8年間の経験も技術も踏みにじ る会社を断じて許すことはでき ない。

外注化・強制出向攻撃と腹を 据えて対決しよう。次は車掌・運 転士に攻撃が来ることは明らか だ。労働者が鉄道の全てを動か している。富田社長は何もできな い。そこに確信をもって闘おう!